

河川敷地占用許可準則に基づく都市・再生等利用区域の指定について

長野県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定める。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

岡谷市内の一級河川諏訪湖の区域のうち、「4 区域の範囲」の図に示す範囲

(2) 指定年月日

令和6年4月1日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けることができる施設

準則第22第3項第1号に掲げる広場、同項第2号に掲げるイベント施設、同項第4号に掲げる船着場、同項第5号に掲げる船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路含む）、同項第6号に掲げるこれらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、廣告板、廣告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、同項第7号に掲げる日よけ、同項第8号に掲げる船上食事施設、同項第9号に掲げる突出看板及び同項第11号に掲げるその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

(2) 許可方針

ア 許可時に付した許可条件を遵守すること。

イ 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

- ウ 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- エ 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設使用料等を得る場合には、その収入の一部を、都市・地域再生等利用区域内の河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全・創出を図るための費用に充てること。
- オ 本件許可の更新又は変更を申請する場合は、改めて地域の合意を得たうえで申請を行うこと。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

3 都市・地域再生等占用主体、占用許可の期間

- (1) 岡谷市（準則第22第4項第1号に規定する者）、10年以内
- (2) 有限会社トモダ（準則第22第4項第2号に規定する者）、3年以内

4 区域の範囲

当該区域の範囲は、一級河川諏訪湖の以下の範囲とする。

